

公立陶生病院組合 公告

東棟消耗備品 脇机等に関する制限付き一般競争入札(以下「一般競争入札」という。)については、次のとおり。

平成30年2月22日

公立陶生病院組合  
管理者 瀬戸市長 伊藤保徳

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 物品購入 東棟消耗備品 ワゴン等
- (2) 供給場所 瀬戸市西追分町160番地(公立陶生病院)
- (3) 物品購入概要 別紙東棟消耗備品 ワゴン等仕様書のとおり
- (4) 納入期限 平成30年3月31日まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告日前日までに平成28・29年度瀬戸市入札参加資格者名簿(物品等)に業務分類「製造・販売」の(132 文房具・事務用機器)に係る業種が登載されている者であって、入札参加資格申請をする本店又は営業所等を愛知県内に設置している者であること。
- (3) 公告の日から入札日までの間において、公立陶生病院組合指名停止取扱要領第3条による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく更生手続開始の決定を受けていること。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき民事再生手続開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく再生手続開始の決定を受けていること。
- (6) その他の法令、規則等に違反していない者であること。

3 入札参加資格の確認等

- (1) 入札参加を希望する者は、別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料(以下「資格確認申請書」という。)を次のとおり持参により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、競争入札参加資格の適否については、平成30年3月1日(木)に資格確認申請者に対し、一般競争入札参加資格確認通知書(以下「確認通知書」という。)により通知するものとする。

① 資格確認申請書の配布期間

平成30年2月22日(木)から平成30年2月28日(水)まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

② 資格確認申請書の提出期間

平成30年2月23日(金)から平成30年2月28日(水)まで  
(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

③ 時間

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)

④ 提出部数

1部

⑤ 提出場所

公立陶生病院 経営戦略室

⑥ その他

(ア) 書類提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(イ) 提出された書類は、返却しないものとする。

4 入札執行の日時

(1) 日時

平成30年3月7日(水) 午後1時30分

(2) 場所

公立陶生病院 南棟 5階 第1会議室

5 入札保証金

(1) 一般競争入札に参加しようとする者は、公立陶生病院組合契約規則第9条に基づき、その見積る契約金額の100分の5以上の入札保証金を平成30年2月27日(火)までに納めなければならない。

(2) 次に掲げる場合においては、公立陶生病院組合契約規則第12条により、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

① 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に公立陶生病院組合を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

② 一般競争入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

6 入札の執行

(1) 入札書は本人又は委任状を提出、確認通知書を提示した代理人が持参することにより行うものとし、郵送または電送によるものは受け付けない。なお、会場への入場者は各資格者2名以内とする。

(2) 入札回数は5回(再度入札は4回)とする。

(3) 資格確認の結果、一般競争入札参加資格を有する者が1社である場合又は入札に参加する者が1社である場合においても、原則として入札を執行するものとする。

- (4) 入札参加者は、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額（消費税抜き）を入札書に記載すること。
- (5) 落札者は、入札書に記載される入札金額に対応する物品内訳書を提出しなければならない。

## 7 予定価格等

予定価格は公表しない。

## 8 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加者の資格を有しない者のした入札
- (2) 所定の日時まで所定の入札保証金を納付しない者のした入札
- (3) 所定の日時まで所定の場所に到達しない入札
- (4) 入札書の入札金額を訂正している入札
- (5) 入札に際して談合等による不正行為があった入札
- (6) 同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札
- (7) 記名押印のない入札
- (8) 入札書の記載事項が確認できない入札
- (9) その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反した入札

## 9 契約

契約書の作成を必要とする。

## 10 契約保証金

- (1) 落札者は、公立陶生病院組合契約規則第33条に基づき、契約金額の100分の10以上の金額の契約保証金を納めなければならない。
- (2) 落札者が次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除するものとする。
  - ① 契約の相手方が保険会社との間に当組合を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
  - ② 契約の相手方が過去2年間に国（公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

## 11 支払条件

物品納入時一括支払とする。

## 12 その他

- (1) この公告に記載していない事項については、地方自治法、同法施行令、公立陶生病院組合契約規則等の定めによる。
- (2) 資格確認申請書等に虚偽の記載をした場合においては、公立陶生病院組合指名停止要領に基づき、指名停止を行うことがある。

### 1.3 問い合わせ先

公立陶生病院組合 管財経理課用度係

瀬戸市西追分町 160 番地      電話 0561-82-1945 (ダイヤルイン)

## 東棟消耗備品 ワゴン等仕様書

### 1 入札案件

- (1) 調達物品名（件名）及び数量  
東棟消耗備品 ワゴン等
- (2) 納入場所  
公立陶生病院 東棟
- (3) 納入期限  
平成 30 年 3 月 31 日まで

### 2 総則

- (1) 目的  
この仕様書は、公立陶生病院（以下「病院」という。）が購入する東棟消耗備品 ワゴン等の一切に適用する。
- (2) 調達物品の一般的条件  
納入する製品は、設置までの間に製品の仕様変更やモデルチェンジ等があった場合には、最新のものを引き渡すこと。  
製品は新品であり、汚れや塵等の付着がないものであること。

### 3 調達物品の特記仕様

- (1) 共通事項
  - ① 製品は、別紙設計書の欄に記載された製品とする。
  - ② 下記(3)に掲げる費用は全て本体製品の価格に含むこと。なお、別紙設計書の参考製品の欄には本体製品の商品記号のみ記載していることに留意し、本体製品以外にも製品や材料が必要になる場合は、その調達及び諸費用も見込むこと。
- (2) 納入及び設置
  - ① 製品を納入する際は、納入前までに納入及び設置にかかる工程表及び設置場所を示した CAD データを病院に提出し、承認を得ること。
  - ② 病院が指定する室内の所定の場所まで納入し設置すること。
  - ③ 組立品については、完成したものを設置すること。
  - ④ 高さが 1,500 mm を超える製品には、転倒防止策を施すこと。なお、単体では 1,500 mm を超えなくとも積み重ねて使用する製品については、積み重ね後の高さが 1,500 mm を超える場合は転倒防止策を施すこと。
  - ⑤ 建物やその他設備への施工を行う際は、病院職員の指示に従うこと。
  - ⑥ 納入及び設置時、またはその後に病院から要請があった場合は、病院職員等に対し製品の取扱い説明を行うこと。
- (3) 費用
  - ① 本仕様書（別紙設計書含む）の内容を満たすため、本体製品の他に別の製品等が必要な場合は、その費用も見込むこと。
  - ② 設置場所までの搬送に要する費用も見込むこと。

- ③ 組立品の場合は、組立にかかる費用も見込むこと。
- ④ 設置のために別途工事費等がかかる場合は、その費用も見込むこと。
- ⑤ 転倒防止策を施す際は、施工に要する工事費等を見込むとともに、金具類についてもその費用を見込むこと。
- ⑥ 納入及び設置に伴い発生した廃材等は、全て持ち帰ることとし、またそれらにかかる費用も見込むこと。
- ⑦ その他、納品等にかかる費用の一切を見込むこと。ただし、建物養生費用は含まないこととする。

**(5) 保守期間等**

- ① 検収の日から1年間の品質不良、変質、その他隠された瑕疵について補修、交換、各種調整、トラブル対応に、無償で対応すること。
- ② 製品の故障、不具合に対して、修理等の対応、連絡体制が整備されていること。

**4 調達物品の詳細仕様、数量等**

別紙設計書のとおり。